

Q & A

Q1 誰がこの制度を利用できますか？

A1 30歳未満の方が受贈者さまとしてご利用いただけます。
教育資金を贈与する方^{*}は、直系尊属となる曾祖父母さま・父母さま等となります。
※養父母さまは含まれます。配偶者さまの直系尊属の方や叔父叔母さま、ご兄弟は含まれません。

Q2 この制度が適用される期間はいつまでですか？

A2 2026年3月31日までとなります。
期間中に贈与された教育資金が対象となります。

Q3 この制度は、複数の店舗や他の金融機関で利用できますか？

A3 専用口座は受贈者さま1人につき1口座のみとなります。
仮に、当行A支店で開設された場合、A支店以外の店舗や他の金融機関では開設できません。

Q4 複数の贈与者から贈与することはできますか？

A4 受贈者さま1人につき1,500万円の範囲内であれば、複数の方から贈与ができます。

Q5 孫が複数いる場合は、何人まで贈与することができますか？

A5 何人でも可能です。例えば、お孫さまが3人いらっしゃる場合は、
合計の非課税限度額は4,500万円(3人×1,500万円)となります。

Q6 教育資金は一括して贈与しなければならないのですか？

A6 非課税限度額1,500万円の範囲内で、複数回にわけて贈与することもできます。

Q7 専用口座へ預入れした資金を、贈与者が途中で払戻すことはできますか？

A7 受贈者さまへ贈与した資金となるため、贈与者さまが途中で払戻すことはできません。

Q8 専用口座を開設する前に支払った教育資金も非課税措置の対象となりますか？

A8 対象となりません。専用口座へお預入れいただいた教育資金のみが対象となります。

Q9 教育資金の支払いはどのように証明すればいいですか？

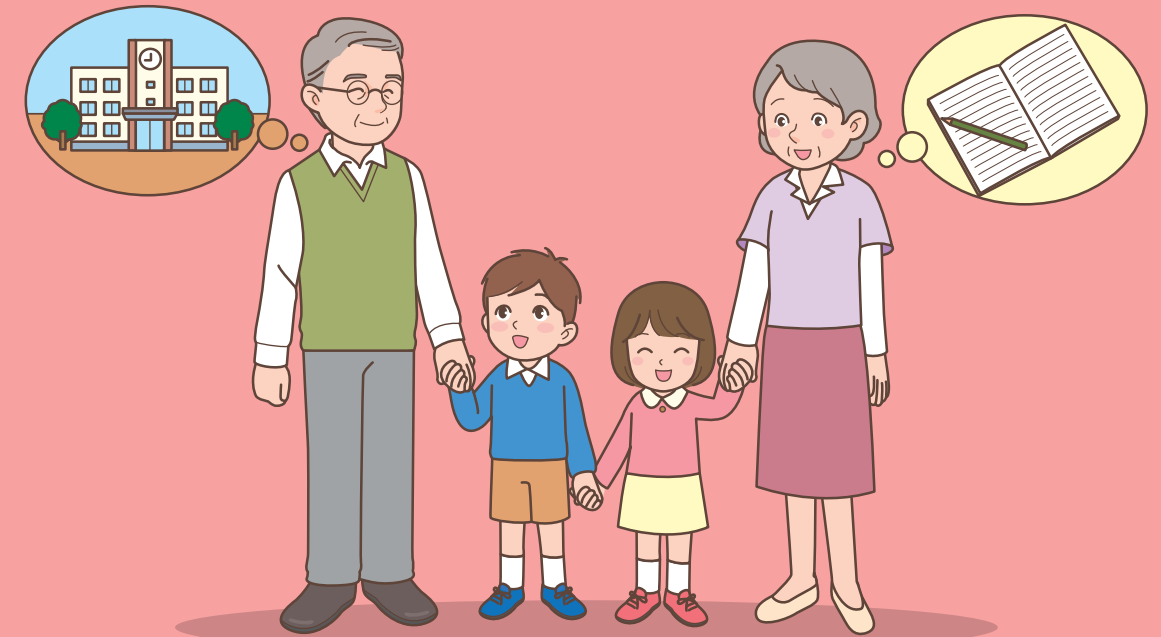
A9 教育資金のお支払時に領収書等を発行いただき、当行にご提出ください。
領収書等のご提出がない場合、贈与税が課税されます。

Q10 教育資金として支払われなかった資金は課税されますか？

A10 受贈者さまが30歳となった日に贈与されたものとみなされ、贈与税が課税されます。
※一部例外があります。

〈あきぎん〉 教育資金贈与専用口座

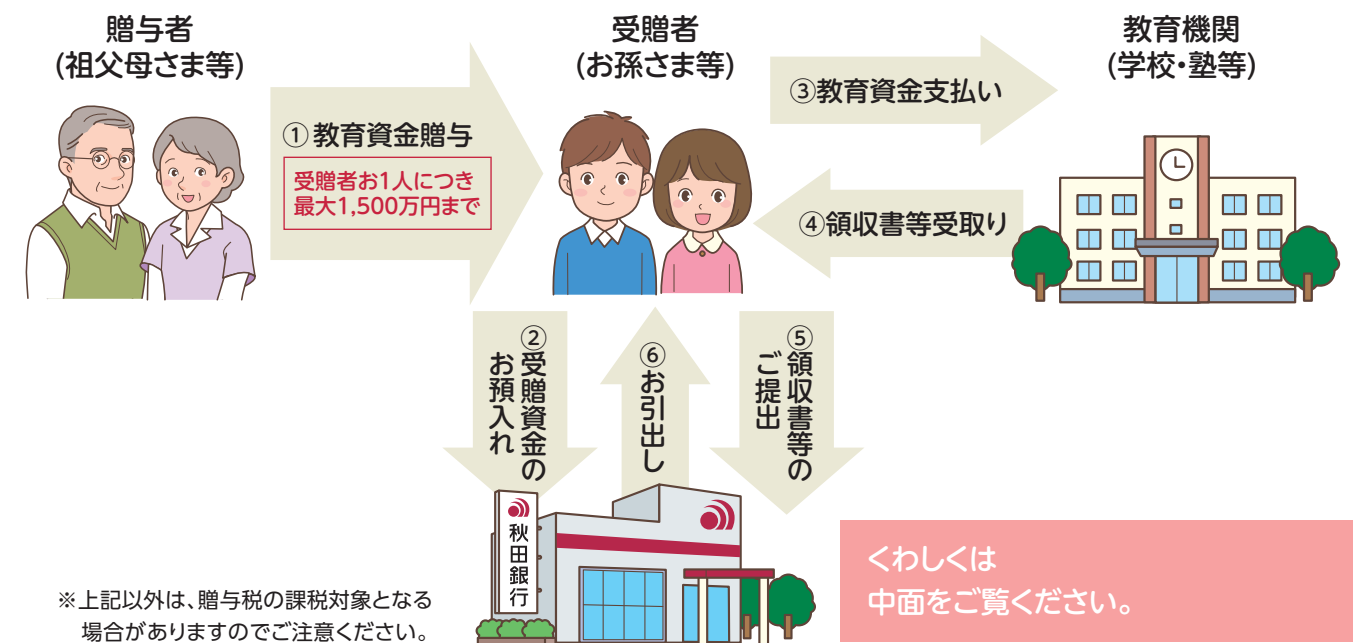
お孫さまの未来のために。“いま”できる贈りものを考えてみませんか？



「教育資金贈与専用口座」は「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(租税特別措置法第70条の2の2)」が適用される商品です。
2026年3月31日までにお孫さま等へ一括贈与される教育資金【**最大1,500万円まで**】の贈与税が非課税となります。

※贈与者(祖父母さま等)が受贈者(お孫さま等)に対して教育資金として金銭を一括贈与し、受贈者の名義で本口座にお預入れいただいた場合が対象となります。ただし、領収書等が提出されなかった場合や、本口座の預金が教育資金として使われなかった場合等、贈与税の課税対象となり、非課税とならない場合がございますのでご注意ください。

お手続きのイメージ図



●商品に関するお問い合わせは、最寄りの本支店窓口またはダイレクトバンキングセンターへ
ダイレクトバンキングセンター ☎0120-889-186 (営業時間／平日9:00～17:00) 〈あきぎん〉ホームページもチェック！
あきぎん 教育資金贈与 検索



〈あきぎん〉教育資金贈与専用口座

check!

お孫さま等が既に他の金融機関にて教育資金の非課税措置に係る専用口座等を開設されている場合、当行でのご契約はできません。本口座はお孫さま等お1人あたり、1金融機関(1店舗)のご利用に限定されています。



この制度の5つのポイント

- ポイント1** 非課税の対象は、**直系尊属からの贈与**です。(例:祖父母から孫への贈与など)
- ポイント2** 対象となるのは、**2026年3月**までの贈与です。
- ポイント3** お引出し時は、**教育資金として支払われたことがわかる領収書**等を提出していただきます。
- ポイント4** 非課税枠1,500万円のうち**500万円**までは、学校以外の塾や習い事等へのお支払いに充てることができます。
- ポイント5** お受取人さまが**30歳**に達した時に終了となり、**預金残額には贈与税が課税**されます。
※一部例外があります。



教育資金とは?

非課税措置の対象となる教育資金は以下のとおりとなります。
くわしくは当行へご照会いただくか、文部科学省のホームページをご参照ください。

① 学校等^{*}に対して直接支払われる金銭

※学校等:学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等(専門)学校、特別支援学校、大学・大学院、専修学校、外国の教育施設、認定こども園等

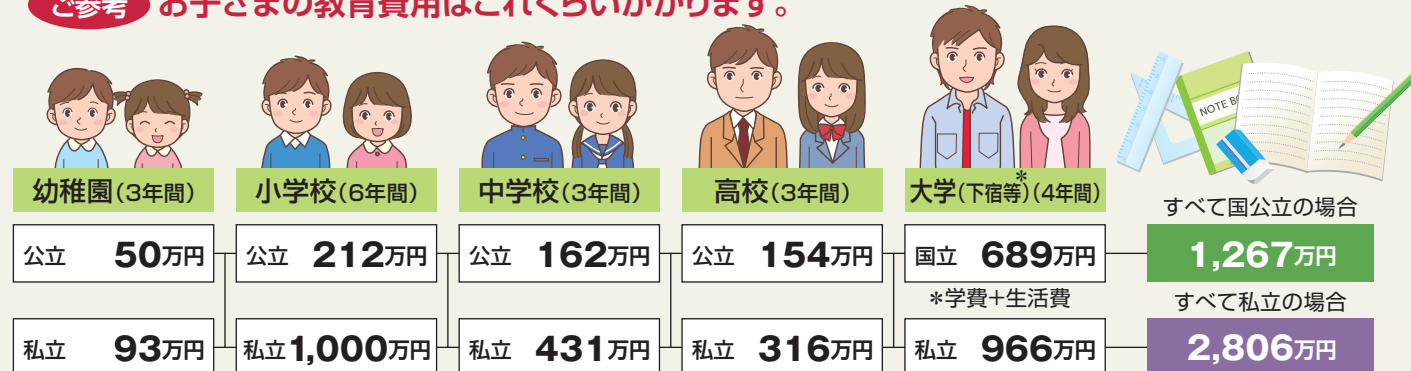
② 学校等以外^{*}に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの 学校等以外に対するお支払いは、**500万円が非課税の限度額**となります。

※学校等以外:学習塾、スポーツ・文化芸術(ピアノ・絵画等)教室など

③ 対象となる費用 (注)領収書等の発行が必要となります。

- 学校等の場合
入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等
- 学校等以外の場合
学習塾やスポーツ・文化芸術教室などに直接支払われる月謝等

ご参考 お子さまの教育費用はこれくらいかかります。



出所:文部科学省「令和3年度子供の学習費調査(学習費総額)」、独立行政法人日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査(居住形態別の学生生活費)」※千円以下切上げ

「あきぎん教育資金贈与専用口座」の概要

ご利用いただける方	祖父母さま等直系尊属の方と、書面にて贈与契約を締結している30歳未満のお客さま
対象となる預金	普通預金 ※キャッシュカードは発行されません。 ※ATM、インターネットバンキングではご利用になれません。 ※口座振替でのお引出し、お振込みでのお預入れはご利用になれません。
ご利用期間	教育資金管理契約終了まで お預入れは2026年3月31日までとなります。
口座開設	お近くの〈あきぎん〉の窓口でお申込みいただけます。 ※その後の諸手続きは原則口座開設店のみで受付いたします。
お預入れ	○口座開設店の窓口で、随時お預入れいただけます。 ○お預入金額は1円以上1,500万円以下(1円単位)
お引出し	口座開設店の窓口で随時払戻しいたします。 ○教育資金のお支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただく必要があります。 ○お引出しは、教育資金のお支払いに限定されます。
手数料	無料
口座解約	以下のいずれかの早い日に教育資金管理契約は終了します。その場合、預金口座はご解約いただけます。 ○受贈者(お孫さま等)が30歳に達した場合:30歳に達した日 ※一部例外があります。 ○受贈者(お孫さま等)が死亡した場合:死亡の日 ○教育資金管理契約による預金等の額が零となり、預金者と当行との間で契約終了の合意があった場合:合意により契約が終了する日

※くわしくは、店頭の説明書をご覧ください。

ご準備いただくもの

お孫さま等のご本人確認書類(原本)	保険証、運転免許証、マイナンバーカード等 ※お孫さま等が未成年者の場合は、お孫さま等とご関係が確認できる親権者さまのご本人確認書類もあわせて必要となります(親権者さまにお手続きを代行していただけます)。
お孫さま等のご印鑑	専用口座にご登録いただくご印鑑をご用意ください。
贈与契約書(原本)	店頭にて用紙をご用意しております。 口座の開設に先立ち、祖父母さま等とお孫さま等との間で事前に締結していただけます。 ※契約締結後、契約日から2か月以内に贈与資金を本口座にお預入れいただく必要がございます。
戸籍謄本または住民票(原本)	祖父母さま等とお孫さま等の関係を確認するため、関係者さまのお名前が記載された戸籍謄本(または抄本)または住民票をご用意ください。
非課税申告書(原本)	店頭にて用紙をご用意しております。国税庁のホームページでもダウンロードすることができます。
贈与資金	贈与資金については、以下の方法等にてあらかじめご用意ください。 ○既に当行にある祖父母さま等の口座にあらかじめ入金していただき、口座開設日に本口座へ振替えていただけます。この場合、祖父母さま等のお通帳とお届けのご印鑑をご用意いただき、祖父母さま等にもご来店いただけます。 ○既に当行にあるお孫さま等の口座にあらかじめ入金していただき、口座開設日に本口座へ振替えていただけます。この場合、お孫さま等が既に当行にお持ちの口座のお通帳とお届けのご印鑑をお持ちください。

※くわしくは、店頭でお問い合わせください。※税務上の取扱いについては、税理士などの専門家にご相談ください。